


所管部課	市民部 保険年金課	部長	村上 敏彰			
件名	東大和市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則 について			区分		○ 1 審議事項
関係事項	条例規則	東大和市後期高齢者医療に関する条例施行規則				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>平成31年度から、後期高齢者医療の普通徴収保険料についてコンビニ収納を開始するために、様式の一部を変更する必要があることから、東大和市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点 東大和市後期高齢者医療に関する条例施行規則第2号様式について次のように改正する。 ア コンビニ収納に対応した文言の追加 イ その他文言整理</p> <p>(2) 施行日 平成31年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 コンビニ収納ができるようになることで、市民の利便性が高まるとともに、後期高齢者医療保険料の収納率の向上も期待できる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(コンビニ収納)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年5月 東大和市情報システム委員会において承認済み。</li> <li>平成30年7月 個人情報保護審議会において諮問・答申済み。</li> </ul> <p>(規則改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年2月 文書課において審査済み。</li> </ul>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。